

令和7年2月5日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市国民健康保険運営協議会

会 長 青山 雅道



日進市国民健康保険税について（答申）

令和7年2月5日付け6日保第2277号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

令和7年度日進市国民健康保険税について

2 答申

国民健康保険制度は、平成30年度から愛知県が財政運営の責任主体となり、県内の統一的な運営方針を作成し、市はその運営方針に沿って事業を実施していくという前提の中で、国保財政を安定的に運営していく必要があります。

被用者保険の適用拡大や、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の創設など国保財政をとりまく状況の変化は著しく、今後も事業費納付金の変動が見込まれます。

これらの状況を踏まえ、近年の一人当たり保険給付費の継続的な増加傾向に伴う事業費納付金の増加に対応していくため、赤字補てんを解消しつつ、運用基金の活用により国保加入者の税負担の急増に配慮した段階的な税改定を行ってきたところでありますが、運用基金の活用に限界があるため、県の示す標準保険料率に連動した保険税の引き上げはやむを得ないものであると考えます。

また、賦課限度額の引き上げについては、愛知県国民健康保険運営方針において国の基準を基本とするとされており、高所得者層と中低所得者層の間での保険税負担の公平性の観点からも国の基準に連動して改定していくことが適当であると考えます。

3 要望事項

今後の社会保険の適用拡大や後期高齢者医療への移行等、被保険者数の動向に注視しながら、国や県への財政支援の働きかけを継続し、適切な運用をして下さい。

国民健康保険税の増加を抑えるため、健康維持・増進に資する保健事業の取組等を引き続き推進し、医療費適正化を図られたい。